

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

(自由民主党・兵庫、公明党、ひょうご県民連合 案)

1 改正の理由

本県の厳しい財政状況等に鑑み、議員報酬の減額措置について、令和5年6月から令和6年3月末まで、実施するため、所要の整備を行う。

2 改正の内容

令和5年6月1日から令和6年3月31日までの間に支給する議員報酬月額並びに議長及び副議長の役員加算額について、次のとおり減額する（附則第15項関係）。

（減額措置の内容）

ア 議員報酬月額 880,000円 → 840,000円（▲40,000円）

イ 役員加算額

・議長 200,000円 → 159,600円（▲40,400円）

・副議長 105,000円 → 83,500円（▲21,500円）

なお、第4条第3項（期末手当基礎額）については対象としない。

3 施行期日

令和5年6月1日

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p data-bbox="279 383 379 416">附 則</p> <p data-bbox="188 432 360 465">1～14（略）</p>	<p data-bbox="885 383 986 416">附 則</p> <p data-bbox="798 432 970 465">1～14（略）</p> <p data-bbox="837 481 1166 515"><u>（議員報酬月額の特例）</u></p> <p data-bbox="790 530 1444 965">15 <u>令和5年6月1日から令和6年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1項中「880,000円」とあるのは「840,000円」と、同条第2項第1号中「200,000円」とあるのは「159,600円」と、同項第2号中「105,000円」とあるのは「83,500円」とする。ただし、第4条第3項の規定の適用については、この限りでない。</u></p>

議員提出第 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年 月 日提出

兵庫県議会議員	山	口	晋	平
同	大	豊	康	臣
同	橋	秀	太	郎
同	門	間	雄	司
同	伊	藤	勝	正
同	越	田	浩	矢
同	上	野	英	一
同	中	田	英	一

兵庫県条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（議員報酬月額の特例）

15 令和5年6月1日から令和6年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1項中「880,000円」とあるのは「840,000円」と、同条第2項第1号中「200,000円」とあるのは「159,600円」と、同項第2号中「105,000円」とあるのは「83,500円」とする。ただし、第4条第3項の規定の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和5年6月1日から施行する。

(提案理由)

本県の厳しい財政状況等に鑑み、議会の議員の議員報酬について、減額するため
所要の整備を行う。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

(維新の会 案)

1 改正の理由

阪神・淡路大震災の復旧復興から続く厳しい財政状況に鑑み、議員自らが身を切る改革を実践することによって新たな財源を確保し、少子化対策や新型コロナウイルス感染症による影響からの経済の回復、地域創生の実現等に資するため、一層踏み込んで議員報酬を削減することとし、所要の整備を行う。

2 改正の内容

令和5年6月1日から令和6年3月31日までの間に支給する議員報酬月額並びに議長及び副議長の役員加算額について、次のとおり減額する（附則第15項関係）。

(減額措置の内容)

ア 議員報酬月額 880,000円 → 748,000円 (▲132,000円)

イ 役員加算額

・ 議長 200,000円 → 159,600円 (▲40,400円)

・ 副議長 105,000円 → 83,500円 (▲21,500円)

なお、第4条第3項（期末手当基礎額）については対象としない。

3 施行期日

令和5年6月1日

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p data-bbox="279 383 379 421">附 則</p> <p data-bbox="188 434 359 472">1～14（略）</p>	<p data-bbox="885 383 986 421">附 則</p> <p data-bbox="794 434 965 472">1～14（略）</p> <p data-bbox="837 483 1168 521"><u>（議員報酬月額の特例）</u></p> <p data-bbox="794 533 1444 965">15 <u>令和5年6月1日から令和6年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1項中「880,000円」とあるのは「748,000円」と、同条第2項第1号中「200,000円」とあるのは「159,600円」と、同項第2号中「105,000円」とあるのは「83,500円」とする。ただし、第4条第3項の規定の適用については、この限りでない。</u></p>

議員提出第 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年 月 日提出

兵庫県議会議員	岸	口	みのる
同	門		隆志
同	増	山	誠
同	齊	藤	真大
同	鏝	木	良子
同	徳	安	淳子
同	高	橋	みつひろ
同	飯	島	義雄
同	青	山	暁
同	大	矢	卓志
同	長	崎	寛親
同	住	本	陽子
同	な	かい	隆晃
同	赤	石	まさお
同	大	原	隼人
同	坂	田	隆徳
同	佐	藤	良憲
同	脇	田	のりかず
同	中	村	大輔
同	白	井	たかひろ
同	北	村	智

兵庫県条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（議員報酬月額の特例）

15 令和5年6月1日から令和6年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1項中「880,000円」とあるのは「748,000円」と、同条第2項第1号中「200,000円」とあるのは「159,600円」と、同項第2号中「105,000円」とあるのは「83,500円」とする。ただし、第4条第3項の規定の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和5年6月1日から施行する。

(提案理由)

阪神・淡路大震災の復旧復興から続く厳しい財政状況に鑑み、議員自らが身を切る改革を実践することによって新たな財源を確保し、少子化対策や新型コロナウイルス感染症による影響からの経済の回復、地域創生の実現等に資するため、一層踏み込んで議員報酬を削減することとし、所要の整備を行う。

閉会中の継続調査事件一覧

(議会運営委員会)

- 1 次期定例会の日程等議会の運営に関する事項について
- 2 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について
- 3 議長の諮問に関する事項について

常任委員会委員会派別名簿（予定）

（令和5年5月）

区分 (定数)	総務 (13)	健康福祉 (13)	産業労働 (12)	農政環境 (12)	建設 (12)	文教 (12)	警察 (12)
自由民主党 ・兵庫	太田 康文 戸井田 ゆうすけ ◎岡 つよし 石井 秀武 北川 泰寿 石川 憲幸	○風早 ひさお 北野 実 北浜 みどり 大豊 康臣 山本 敏信 門間 雄司	伊藤 栄介 白井 和弥 ○松井 重樹 北口 寛人 奥谷 謙一	大上 和則 ◎村岡 真夕子 中田 慎也 伊藤 傑 藤本 百男	◎吉岡 たけし 水田 裕一郎 原 テンアキ 橘 秀太郎 山口 晋平	○富山 恵二 谷口 俊介 大前 はるよ 内藤 兵衛 松本 裕一	○長瀬 たけし 浜田 知昭 黒川 治 長岡 壯壽 藤田 孝夫
維新の会	脇田 のりかず 大原 隼人 門 隆志	白井 たかひろ なかい 隆晃 住本 陽子	北村 智 赤石 まさお ◎齊藤 真大	中村 大輔 高橋 みゆほ 鏝木 良子	佐藤 良憲 ○飯島 義雄 徳安 淳子	長崎 寛親 大矢 卓志 ◎増山 誠	坂田 隆徳 青山 暁 岸口 みのる
公明党	○小泉 弘喜 島山 清史	松尾 智美 里見 孝枝	大塚 公彦 谷井 いさお	伊藤 勝正	菅 雄史 岸本 かずお	麻田 寿美 天野 文夫	◎竹尾 ともえ 越田 浩矢
ひょうご 県民連合	橋本 成年	中田 英一 ◎迎山 志保	上野 英一	○北上 あきひと 黒田 一美	竹内 英明	小西 ひろのり	前田 ともき
日本共産党			久保田 けんじ			庄本 えつこ	
無所属	丸尾 牧			前井 まき	橋本 慧悟		小林 昌彦

（注）◎委員長 ○副委員長